

**令和 7 年度
さいたま市立大砂土東小学校
いじめ防止基本方針**

令和 7 年 4 月 改訂版 大砂土東小学校

令和7年度　さいたま市立大砂土東小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健康な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、すべての生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立大砂土東小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。本校は大規模校であるので、教職員数も多い。多くの大人の目を学校の隅々までいきわたらせることによって、安全・安心な学校を目指す。いじめに関する問題も、多くの教職員が関わり組織として対応していく。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめ早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 5 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 6 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 7 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

Ⅳ いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅴ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行っていくため。

（2） 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校評議員

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応することができる。

（3） 所掌事務

① 学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・さいたま市学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
- ・校内研修の企画・年複数回の実施
- ・PDCA サイクルの実行による学校基本方針の見直し

② 教職員の共通理解と意識啓発

③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

④ 個別面談やいじめの相談・通報窓口

⑤ いじめやいじめが疑われる行為、児童生徒の問題行動などの情報の収集と記録、共有

⑥ いじめであるか否かの判断

⑦ いじめ事案への組織的対応

- ・いじめの被害児童生徒に対する支援体制と対応方針の決定
- ・いじめの加害児童生徒に対する指導体制と対応方針の決定

⑧ 保護者との連携

- ⑨ 構成員の決定
- ⑩ 重大事態への対応
- ⑪ ①から⑩に掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

(4) 開 催

- ① 定例会（年間3回開催）
- ② 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて毎月1回開催）
- ③ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内 容

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認及び検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④ いじめやいじめが疑われる事案及び重大事案への対応

2 子どもいじめ対策代表委員会

- (1) 目 的：いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

- (2) 構成員：児童会長、児童会副会長、児童会書記、4～6年の代表委員

- (3) 開 催：月1回の委員会活動に含める

(4) 内 容

- ① いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- ② 話し合いの結果を学校に提言し、適切な助言を得る。
- ③ 提言した取組を全校児童へ発信し、推進する。
- ④ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、代表委員が集まり話し合いを開催する。

(5) 役割

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談、通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアン

ケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る行内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

Ⅵ いじめの未然防止

1 発達支持的生徒指導

(1) 教育活動全体を通して

日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけをし、安心・安全な風土を醸成する。

(2) 各教科との連携

道徳科、総合的な学習の時間、特別活動を始めとした各教科と連携し、日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけする。特に道徳科においては、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、各教科及びあらゆる教育活動の場面において、道徳に資する学習の充実に努め、全教師共通理解をもって指導にあたる。また、道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(3) 保護者との連携を通して

- ①いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- ②子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- ③子どもの基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

2 課題未然防止教育

(1) 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ① いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくりを行うとともに児童啓発ポスターを作る。
- ② 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンを展開する。
- ③ 校長による講話を行う。
- ④ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導を行う。
- ⑤ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動を行う。
- ⑥ 道徳の授業にて、「2 主として他の人とかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(2) 「人間関係プログラム」を通して

- ① 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたか

な人間関係を醸成する。

- ② 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」等のロールプレイを繰り返し行い、人との関わる際に必要となるスキルに気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- ③ 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業で児童が自発的に設定した行動標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人に関わる際に必要となるスキルの定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- ④ 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして、各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

児童が、相談することの大切さを理解し相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(4) メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・タブレット（旧携帯・インターネット）安全教室」の実施

児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。（実施時期：11月頃）

6 なかよし集会（異学年交流）を通して

児童が、異学年集団で活動することを通して、協力し合ったり励まし合ったりすることを学び、友達に対する思いやりの心を養い、よりよい人間関係を育て、いじめのない望ましい集団活動を行えるよう努める。

VII いじめの早期発見（課題早期発見対応）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

・児童の些細な変化に気付く。・気付いた情報を共有する。・情報に基づき、速やかに対応する。

- (1) 健康観察 : 朝の会で呼名しながら、顔色が悪い児童や悩み事がありそうな児童には、必ず声をかけて、いじめの早期発見に努める。
- (2) 授業中 : 授業中の様子（発表をしたとき、嘲笑やからかいが無いかな等）を的確に把握、対応を図る。
- (3) 休み時間 : 遊びの様子を観察し、人間関係の把握を推進する。

(4) 給食時間 : 食欲が無い等の給食時の児童の様子を的確に把握し、対応していく。

(5) 登下校 : 朝の校門立哨や防犯ボランティアの方からも広く情報を収集する。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施 : 各学期1回 ※その他必要に応じて実施

(2) アンケート結果の活用 : 学年・学校全体で情報共有し、必要に応じて、児童と面談を行い、記録を取り保存する。

面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どれぐらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」かを記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートをおよそ2か月毎に実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認識したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

(1) 年1回、教育相談週間を設定する。

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

① にこにこ相談日及びスクールカウンセラーによる相談日の設定

② 教育相談だよりの発行

③ さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施 : 年1回実施（12月）

(2) アンケート結果の活用 : アンケート結果を公表し、必要に応じて三者面談を行う。

6 地域からの情報収集

(1) 学校防犯ボランティア : 防犯ボランティアさんから広く情報を得る。

(2) 民生委員・主任児童委員 : 地域の状況等も含めて新たな情報を収集する。

(3) 学校評議員 : 地域の有識者である学校評議員の協力を広く得る。

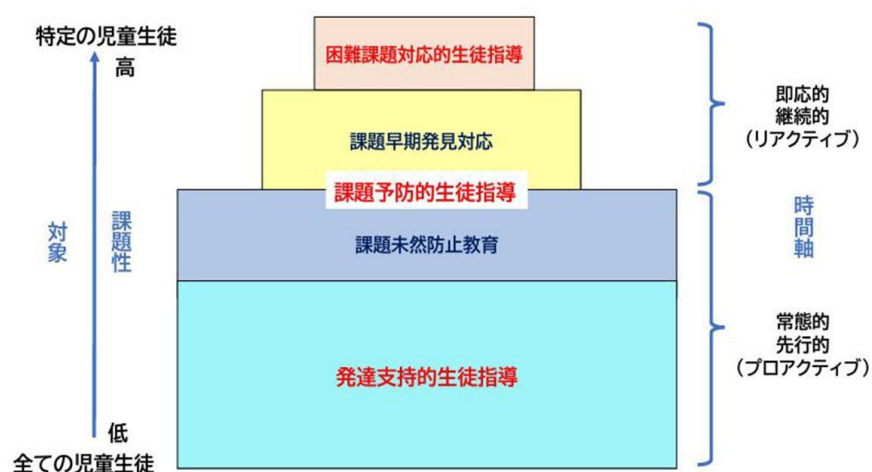
Ⅷ いじめの対応（困難課題的生徒指導）

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。また、記録をとり、情報の共有に努める。

○ 校長は、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○ 教頭は、情報を集約し、校内組織を活用して情報を共有する。

- 教務主任は、いじめ対策委員会開催日程等の調整を行う。
- 担任は、事実の確認のため、あらゆる情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担任に協力して情報収集を行うとともに情報を共有する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。また、担当する学年の情報共有化を図る。そして、校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
- 教育相談主任は、さわやか相談員やスクールカウンセラーと連携し対応する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、問題の背景に病気が要因として考えられないか、情報収集（保健調書・保健室来室記録等）を行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援に対する指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。



生徒指導提要より
2軸3類4層構造

Ⅸ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年度3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

① 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
本人の安全確保、保護者連絡、（状況により）救急車や警察へ連絡、指導2課へ報告、学校と市教委合同対策チーム会議
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
救急車要請、保護者連絡、（状況により）警察へ連絡、加害者確保・面談、加害側保護者連絡、指導2課へ報告、緊急ケース会議
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
本人の安全確保、保護者連絡、加害者確保・面談・保護者連絡、指導2課へ報告、緊急ケース会議、（状況により）警察へ連絡
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
本人の安全確保、保護者連絡、加害者確保・面談・保護者連絡、指導2課へ報告、緊急ケース会議

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 2 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ① いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - ② 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ③ 学校は、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

X 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を年に複数回、計画的に行う。

1 職員会議

- （1）「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底（4月 職員会議）
- （2）「取組評価アンケートの実施」結果の検証（2月 指導部会）
- （3）「学校いじめ防止基本方針」の修正（3月 職員会議）

2 校内研修

- （1）「児童理解研修1」（5月）
- （2）「生徒指導・教育相談に係る研修」校長講話・生徒指導研究協議会報告（7月）
（「生徒指導リーフ増刊号」を併用）
- （3）「人権研修」（8月）
- （4）「児童理解研修2」（10月）
- （5）「いじめ」に係る研修の実施
 - ・ ねらい：「いじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - ・ 回数：年1回（7月）
 - ・ 情報教育推進部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

XI PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- （1） 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会（生徒指導部会等）の会議、校内研修等の実施時期の決定

- （1） いじめ対策委員会の開催時期：毎月実施とする。
- （2） 校内研修会等の開催時期：5月、7月とする。